

○岡山県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例施行規則

平成19年3月28日

広域連合規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、岡山県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成19年岡山県後期高齢者医療広域連合条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(育児休業の承認の請求手続)

第2条 育児休業の承認の請求は、所定の育児休業承認請求書により行い、条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き、育児休業を始めようとする日の1か月（次に掲げる場合にあっては、2週間）前までに行うものとする。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間の末日までの間に育児休業をしようとする場合

(2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳到達日（当該請求をする非常勤職員が同条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この号において「地方等育児休業」という。）の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の1歳到達日後である場合は、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））以前の日である場合

(3) 条例第2条の4の規定に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳6か月到達日以前の日である場合

2 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。ただし、非常勤職員が条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。

(条例第2条第2号ア（イ）の規則で定める非常勤職員)

第2条の2 条例第2条第2号ア（イ）の規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上であるものとする。

(条例第2条の3第3号ウ及び第2条の4第3号の規則で定める場合)

第3条 条例第2条の3第3号ウ及び第2条の4第3号の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 育児休業の承認に係る子について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等に

よる保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日（条例第2条の4第3号の場合にあつては1歳6か月到達日）後の期間について、当面その実施が行われない場合

- (2) 常態として育児休業の承認に係る子を養育している当該子の親である配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であつて当該子の1歳到達日（条例第2条の4第3号の場合にあつては1歳6か月到達日）後の期間について常態として養育をする予定であつたものが次のいずれかに該当した場合  
ア 死亡した場合

イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態になった場合

ウ 当該子と同居しないこととなった場合

エ 6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である場合又は産後8週間を経過しない場合

（育児休業の期間の延長の請求手続）

第4条 育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認請求書により行い、条例第3条第7号に規定する職員が任期を更新されることに伴い、育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の機関の末日とされている日の翌日の1月（次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合は2週間）前までに行うものとする。

(1) 当該請求に係るこの子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間の末日までの間にしている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）

(2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当している育児休業

(3) 条例第2条の4の規定に該当している育児休業

2 第2条第2項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

（育児休業に係る子が死亡した場合等の届出）

第5条 育児休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 育児休業に係る子が死亡した場合

(2) 育児休業に係る子が職員の子でなくなった場合

(3) 育児休業に係る子を養育しなくなった場合

2 前項の規定による届出は、所定の養育状況変更届により行うものとする。

3 第2条第2項本文の規定は、第1項の規定による届出について準用する。

（職務復帰）

第6条 育児休業の承認を受けた職員は、育児休業の期間が満了したとき、育児休業の承認が休職若しくは停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき、又は育児休業の承認を取り消されたときは、職務に復帰するものとする。

（勤務した期間に相当する期間）

第7条 条例第7条第1項の規則で定めるこれに相当する期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定に

より育児休業をしていた期間

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項の規定による停職にされている職員として在職した期間

(3) 休職にされていた期間（公務上又は通勤により負傷し、又は疾病にかかったことに起因する休職にされていた期間を除く。）

（育児休業をした職員の職場復帰後における号給の調整）

第8条 条例第8条の規則で定める日は、岡山県後期高齢者医療広域連合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成19年岡山県後期高齢者医療広域連合規則第23号）第14条に規定する昇給日とする。

（育児短時間勤務に係る勤務日等の制限）

第9条 条例第11条の規則で定める日数及び時間は、勤務日が引き続き12日を超えず、かつ、1回の勤務が15時間30分を超えないものとする。

（育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続）

第10条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、所定の育児短時間勤務承認請求書により行うものとする。

2 第2条第2項本文の規定は、育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求について準用する。

（育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出）

第11条 第5条の規定は、育児短時間勤務について準用する。

（条例第17条の規則で定める非常勤職員）

第12条 条例第17条の規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上（週以外の期間によって勤務日が定められている場合にあっては、1年間の勤務日が121日以上）で、1日の勤務時間が5時間45分超とされている非常勤職員とする。

（部分休業の承認の請求手続）

第13条 部分休業の承認の請求は、所定の部分休業承認請求書により、部分休業を始めようとする日の1か月前までに、部分休業をしようとする期間の初日及び末日を明らかにして行うものとする。

2 第2条第2項本文の規定は、部分休業の承認の請求について準用する。

（部分休業に係る子が死亡した場合等の届出）

第14条 第5条の規定は、部分休業について準用する。

（様式）

第15条 部分休業の承認、不承認若しくは取消しの通知又は部分休業の取得状況の確認は、次に掲げる様式により行うものとする。

(1) 所定の部分休業承認通知書

(2) 所定の部分休業不承認通知書

(3) 所定の部分休業取消通知書

(4) 所定の部分休業取得状況確認簿

（補則）

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、任命権者が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成２０年２月１５日広域連合規則第１号）

この規則は、平成２０年３月１日から施行する。

附 則（平成２２年６月３０日広域連合規則第８号）

この規則は、平成２２年６月３０日から施行する。

附 則（平成２４年７月３０日広域連合規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成３０年２月２２日広域連合規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和４年２月２１日広域連合規則第５号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和５年３月１３日広域連合規則第３号）

この規則は、令和５年４月１日から施行する。